

新潟県企業局管理規程第 11 号

新潟県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 9 月 30 日

新潟県企業管理者 斎 藤 茂 樹

新潟県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程

新潟県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成 7 年新潟県企業局管理規程第10号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(入札の方法) 第 9 条 (略) 2・3 (略) 4 第 1 項の入札に係る入札保証金は、入札書の提出による入札(郵便による入札を除く。)にあっては第 5 条第 1 項の公告又は第 6 条第 1 項の公示において指定した日時及び場所に、郵便による入札及び電子入札にあっては書留郵便で <u>納付しなければならない。</u> <u>5 前項の入札保証金は、あらかじめ口座振替の方法により納付することができる。</u>	(入札の方法) 第 9 条 (略) 2・3 (略) 4 第 1 項の入札に係る入札保証金は、入札書の提出による入札(郵便による入札を除く。)にあっては第 5 条第 1 項の公告又は第 6 条第 1 項の公示において指定した日時及び場所に、郵便による入札及び電子入札にあっては書留郵便で <u>提出しなければならない。</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新潟県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の規定は、この規程の施行の日以後に公告又は通知する一般競争入札又は指名競争入札について適用し、同日前に公告又は通知した一般競争入札又は指名競争入札については、なお従前の例による。